



HOKKAIDO
UNIVERSITY

独禁法違反行為の実効性について
2021/01/23 東京経済法研究会

Akihiko Nakagawa

Professor

Hokkaido University School of Law

本日のテーマ

- 独禁法違反行為の中でも、競争排除型の違反行為について、
- その実効性（効き目）が、違反要件との関係でどのように認定されているか。



扱う素材について

- マイクロソフト非係争条項(H20)審決や JASRAC事件の審決 vs 東京高裁 でもこの問題は議論されていると考えられるが、
- ごく近年の事例のみを検討対象とする。



報告の内容

- 中川晶比兒「独禁法違反行為の実効性について」商學討究71巻臨時号__頁
(**2021**年)に依拠し、
- 適宜（補足）を加える。



3つのトピック

- 8条3号の解釈
- 土佐あき農協事件における公正競争阻害性の内容とその認定
- 垂直型企业結合における秘密情報の入手による競争の実質的制限とその認定



トピックその一

- 8条3号の解釈
- 土佐あき農協事件における公正競争阻害性の内容とその認定
- 垂直型企业結合における秘密情報の入手による競争の実質的制限とその認定



8条3号：神奈川県LPガス協会

- 入会拒絶されたのは**1社**であり、同社は参入を果たしていたが、それでも「**現在又は将来の事業者の数を制限すること**」に該当するか？



8条3号の解釈 1/2

- 「事業者の数を人為的に操作（減少あるいは現状維持）すること」厚谷襄児ほか『条解独占禁止法』291頁（和田健夫）（弘文堂、1997年）
- 「加入を認めないとか、事業者団体から除名する場合に本号に該当する」根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説〔第5版〕』158頁（有斐閣、2015年）



8条3号の解釈 2/2

- 「当該団体への事業者の加入を制限し
または団体から事業者を除名すること」泉
水文雄ほか『経済法〔第2版〕』73頁(土佐和生)(有斐閣、2015年)
- 「新規参入の阻止や既存事業者の排除
というような競争排除型にあたるもの」川濱
昇ほか『ベーシック経済法〔第5版〕』304頁(瀬領真悟)(有斐閣、2020年)
- 特に定義しない教科書も少なくない



参入できても8条3号違反

- 観音寺医師会（論文73頁）
- 東京地判平成13年9月6日：入会制限を独禁法違反として告発する考えを示したところ推薦を得て入会できた事例。参入できなかった期間における逸失利益の損害賠償請求を認容した。
- （補足）全国レコード商組合連合会に対する件（S38）：レコード販売業者の団体による参入制限（都内電気店39店のうち4店のみ加入を認めた）



8条3号の解釈（論文73-74）

- 事業者の数を「競争制限的な選別基準によって限定すること（絞り込むこと）」
- このような解釈をとれば、[2名/年までなどの]数の制限を守った参入があっても数の制限。
- 抵抗して参入できたとしても、競争制限行為であることに変わりない。



まとめ(論文74-75)

- 団体による数の制限を守った事業者や、抵抗するだけの力がない潜在的参入者(これらの事実認定なし)の競争にも悪影響は生じうる。A社が偶然に参入できただけかもしれない。
- 行為の総体的・全面的な評価を行う



トピックその二

- 8条3号の解釈
- 土佐あき農協事件における公正競争阻害性の内容とその認定
- 垂直型企业結合における秘密情報の入手による競争の実質的制限とその認定



土佐あき農協事件

- 市場閉鎖効果はどのように認定するか
- 市場閉鎖効果以外にも競争への悪影響は考えられるのでは



市場閉鎖効果の認定の仕方 1

- 「公正競争阻害性の認定は、抽象的、一般的な推論に依拠するものであってはならず、当該事件の事実に基づいた認定がなされるべきである。」隅田浩司「排除措置命令批評」ジュリ1510号113頁(2017年)
- 金井貴嗣「不公正な取引方法をめぐる諸課題」日本経済法学会年報30号(通巻52号)9-12頁及びそこで引用されている文献は、少なくとも原則適法類型については、事件によっては「具体的危険」を要する趣旨のようだ。学説の変遷(「おそれですりる」から、「具体的な事実認定が必要」へ)があるのならば、それを記述しておかなければ、新たに独禁法を学ぶ裁判官との間で理解のギャップが生じる。



市場閉鎖効果の認定の仕方 2

- 「取引拒絶や取引妨害により組合員が受ける損失...を補うに足る十分な利益・収入が商系業者により組合員にもたらされるものでなければ、組合員との取引を確保することができず、その意味で商系業者の取引費用は増大することになる。」
萩原浩太「解説」ジュリ1518号257頁(2018年)



(補足)

- これまで市場閉鎖効果はどのように認定されてきたか？



市場閉鎖効果の認定事例

- 行為者が売り手の事例
- 丸亀青果物：取引拒絶
- 北海道新聞社：排他条件付取引
- オートグラス東日本：差別対価等
- ニプロ：私的独占
- その他（シェアの変動）



市場閉鎖効果の認定事例

- 行為者が買い手の事例
- 伊勢魚商協同組合：取引条件等の差別取扱い
- 大分大山町農協：拘束条件付取引
- 雪印・北海道バター：私的独占



丸亀青果物(S42)

- 反体制派の仲買人にせりに参加させなかった事案。
- 「かりに他の市場、卸売業者、産地等で入手するとしても、多大の時間および労力がかかる、当該市場の仲買人に口銭を払う、丸亀市内の相場がわからずに買うことになる、歩戻金がない、自分の思ったものが買えない、品物がそろわない、人の買ったものをわずかに分けてもらうだけで卸は廃止せざるを得なかった等の事情が明らか...」



北海道新聞社 (S29)

- 北海道新聞社が、朝刊に進出した北海タイムスの配達を妨害するため、北海タイムスの取扱いを新聞販売店にやめるよう働きかけた事案。
- 「原告が各新聞販売店に対し自己と取引する限り競争紙たるタイムス紙を扱い得ないことを条件とするときは、...これに対処するためにはあらたに直売もしくは専売の販売制を採るか、又は原告と取引のない別個の合売店を見出してこれによつてその販路を開拓せざるを得なくなるのであり、...その当面する困難はあたかも既存の市場に入り込む新来の競争者のそれにも比すべきものである。」



オートガラス東日本(H12)

- 輸入品を取り扱っている取引先ガラス商に対して、卸売価格を引き上げ、補修用ガラスの配送の便数を減らした事案。
- 「オートガラス東日本は、前記2の行為[価格引き上げと便数の減便]を行った旨を、必要に応じて他の取引先ガラス商に対して説明している。」
- 「オートガラス東日本は、前記二[他の取引先ガラス商への説明を含む本件行為]により、輸入品を取り扱う取引先ガラス商が増加することを抑制している。」



ニプロ(H18)

- ナイガイに対する値上げ:「当該価格引上げに応じれば、仕入コストが増大し、ナイガイグループのアンプル製造販売のコストを大きく引き上げる...」「仮処分の執行により必要な生地管の一部を確保したほか、緊急の必要がある場合に被審人提示の条件に従って被審人から生地管の供給を受けるなどして対応せざるを得ず、このため現実のコストの増加が生じている。」
- 取引拒絶:「窯が不調の韓国硝子製生地管を使用せざるを得なかったが、同生地管には不良品が極めて多く、コストが増加」した。



その他（シェアの変動）

- 「**CPU**国内総販売数量のうち日本**AMD**及び米国**トランスメタ**が国内において販売した**CPU**の数量が占める割合は、平成**14**年において約**24**パーセントであったものが平成**15**年においては約**11**パーセントに減少している。」インテル（**H17**）
- 「平成**7**年以降、ワープロソフトの市場における「ワード」の市場占拠率が拡大し、平成**9**年度には第**1**位を占めるに至っている。また、平成**9**年度には、スケジュール管理ソフトの市場において、「アウトルック」が第**1**位を占めるに至っている。」マイクロソフト（**H10**）



(略)取引妨害だが

- 並行輸入阻止:「並行輸入を行い、国内において販売することが困難になっている。」
- 「三菱ビルテクノの前記...の行為により、独立系保守業者は、三菱電機製昇降機の保守業務を迅速かつ低廉に行うことが困難となっており、このため、同昇降機の保守契約を解除され、又は保守用部品の調達能力に関する信用を失うことなどにより、同昇降機の所有者等との同昇降機についての保守契約の締結及び維持並びに保守業務の円滑な遂行が妨げられている。」三菱電機ビルテクノサービス(H14)



競争者のシェアの扱い

- 競争事業者のシェアが増加している場合に、それは市場閉鎖効果を否定する根拠となるか？
- 当該競争排除行為がなければ競争者のシェアはもっと増えていたはず、といった推論（東京地裁）はアンフェアではないか？（論文**80**頁注**15**）



伊勢魚商協同組合 (S44)

- 仲買人の組合である魚商組合が、水産加工品については、市場の開門時から午前九時三十分までは、組合関係者以外の者とは取引をしないようさせた(8条5号)。
- 「午前9時30分以降においては、生鮮魚介類等の小売業を営む者が、塩干六名[水産加工品の供給者]から通常の仕入れをすることは困難である。」
- 川下市場での市場閉鎖を見ているようだ



大分大山町農協(H21)

- 大山農協(木の花ガルテンの運営者)が、競合する農産物直売所(元氣の駅)への出荷をやめさせた事案。
- 「元氣家は、元氣の駅を運営するために必要な量の直売用農産物を確保することが困難な状態となっており、近隣の青果市場を通じて直売用農産物でない農産物を仕入れざるを得なくなり、更には大山町の特産品である梅干しを目玉商品とする催事を中止せざるを得なくなるなど、元氣の駅の運営に支障を来している。」
- やはり川下市場での悪影響



雪印・北海道バター（S31） 1/2

- 「雪印乳業および北海道バターは共同して農林中金および北信連と通謀し、両会社以外の乳業者の集乳活動を排除することにより、北海道における原乳取引分野の競争を実質的に制限している」とされた事案。
- 「両会社以外の乳業会社は所要の集乳を確保するに多大の不利をこうむり、この状況が逐年反復されるにおいては事業の継続すら困難となるおそれあるに至った」。
- やはり川下市場での市場閉鎖を見ているようだ



雪印・北海道バター(S31) 2/2

- 川上市場での悪影響の可能性：買い手による営農支援サービス競争の減殺（買取価格の引き下げとも評価可能）
- 「斜里町、上斜里村および小清水各農業協同組合は、従来雪印乳業網走工場と生産乳取引を行っていたが、これら単協の地区は同工場から相当離れている...ため雪印乳業の指導援助もあまり積極的でなく、その生産乳は雪印乳業により最低段階の乳価で購入され、乳牛の頭数も次等に減少しつつあった。しかるに、三井農林株式会社（以下三井農林という。）がこれら単協から1日最低20石程度の生産乳を受け入れ処理する予定で昭和28年8月ごろ新たに斜里町に工場を設置するや...、雪印乳業はにわかに従来の態度を改め、同工場から遠隔の地であるにもかかわらず乳牛導入資金（昭和28年度）を斜里町農業協同組合に15頭分、上斜里村農業協同組合に10頭分、小清水農業協同組合に20頭分割りあてる予定をなし自社との取引を継続するようこれらの組合に働きかけ、その結果斜里町農業協同組合の大部分、上斜里村農業協同組合、小清水農業協同組合の全部が三井農林への生産乳出荷をとりやめるに至り、このため三井農林斜里工場では当初予定集乳量の半量程度しか集乳できず事業経営が困難となるに至った。」



販売受託市場での市場閉鎖

- 商系三者は、生産物の調達に余計なコストがかかるため、(当該行為がない場合と比べて)買取価格を高くする余裕がなくなる。
- 系統外出荷手数料が、商系三者の買取価格を引き下げる効果を持つことについては論文 **101**頁 ($w_{2B} = c$)



(補足終わり)

- 市場閉鎖効果についての議論は以上



市場閉鎖効果以外の見方

- 本件行為により、農協に系統内出荷する農業者と、商系三者に出荷する農業者に分けられる。
- 事実上の並行的な排他的取引



並行的排他的取引の悪影響 1

- 「専売制が寡占市場で並列的に実施されれば、...取引の固定化により、製造業者間の販売業者に対する価格競争が消滅する...。」金子晃ほか『新・不公正な取引方法』128頁(実方謙二)(青林書院新社、1983年)



並行的排他的取引の悪影響2

- 「既存の複数の寡占メーカーが並行して専売制を採用する場合、...販売業者間の仕入れ競争も減殺される。」根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説〔第5版〕』251頁（有斐閣、2015年）



並行的排他的取引の経済分析

- 先行研究のおおむね共通する結論：
- 買い手が交渉力を持つ（契約内容を決定できる）場合には、川下流通業者が同質的な場合に並行的な排他的取引が成立する。
- 論文**84-89**頁でこのことを証明



先行研究 1/3

- **Dobson & Waterson (1996)**
- 川上・川下2社で対称的に差別化。
- 売り手に交渉力があるモデル
- 第二段階でメーカーが出荷価格を決める場合に、小売業者の利潤が非負という条件を入れない。



先行研究 2/3

- **Gabrielsen & Johansen (2015)**
- 売り手のBは競争的周辺企業（価格＝限界費用）...売り手も買い手も対称的に差別化されているが、売り手に非対称性が入ることで、全部で6つのケースを比較。
- 買い手に交渉力がある場合の方が、両方の流通業者で両ブランドが販売される領域が広い。...消費者に利益（値下げ・数量増加）となる場合が多くなる。



先行研究 3/3

- **Nocke & Rey (2018)**
- 川上は対称的に差別化、川下は完全同質的。...川上が価格競争、川下は数量競争だが、共同利潤最大化契約では出荷価格が生産費用に一致するため、垂直統合企業の数量競争になる
- 並行的な排他的取引が均衡となり、それがない場合と比べて消費者余剰及び社会的厚生は減少。



論文の分析(論文84-87)

- 川上、川下**2社**で対称的に差別化された価格競争モデル。
- 流通業者**2社**が双方の生産者から購入できる場合(ケース**1**)と並行的な排他的取引(ケース**3**)、流通業者**1**が系統外出荷手数料を課す場合(ケース**3**)を比較。



(補足) 委託販売とはいうものの

- **農協が単一の買取り価格を決定**：メーカーが出荷価格を決め、流通業者が小売価格を決めるモデルで解いてよい

無条件委託方式	… 市場動向に的確に対応するため、売り値・時期・出荷先などの条件をつけずにJAに販売を委託する方式。JAの適切な判断で有利な販売を実現しようとするものである。
実費手数料方式	… 無条件委託方式で実現した販売価格のなかから、手数料としてJAが販売でかかった人件費・通信費・旅費などの実費を徴収する方式。手数料率は、計画手数料率として決めておき、実費手数料との差額が出れば、JAの剰余金となる。剰余金は、組合員の組合利用分量に応じて配当するか、JAの準備金として積み立てる。
共同計算方式	… 一定期間内にJAが出荷した同品質の農産物を、その期間内の平均価格で精算する方式。価格変動の激しい農産物だが、農家組合員は安定した価格で精算を受けることができる。

(出典) 農業協同組合北海道農業協同組合連合会「JAの仕組み〔第3版〕」6頁(2018年)



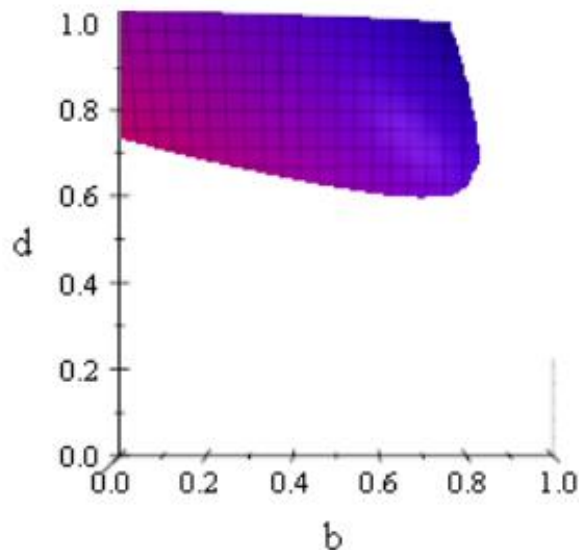
論文の分析結果（論文87）

- 流通業者間の同質性がある程度高く、ブランドの同質性が高くない場合に、並行的な排他的取引が成立。
- 並行的な排他的取引の結果、
生産者からの買取り価格↓
市場全体の供給量↓ 市場価格↑



並行的排他的取引の成立領域

- 買い手が交渉力を持つ場合



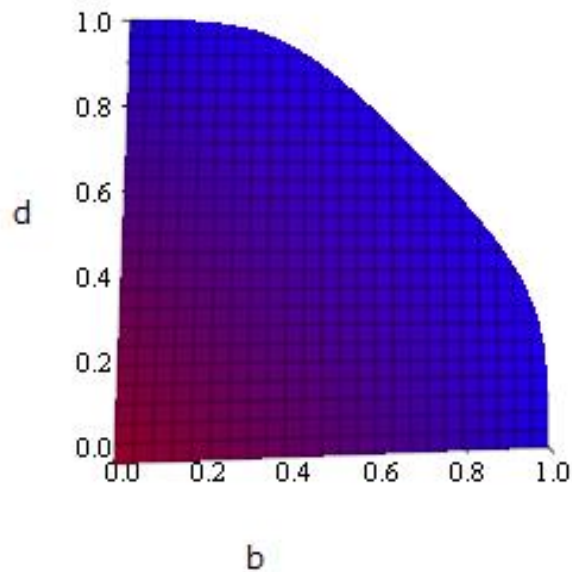
(補足)直感的な説明

- 流通業者間の同質性が高い: 買い手としてはどちらと取引してもよい⇒流通業者間の価格競争が激化。
- そこでブランドの差別化を利用して、自らを差別化。ブランド間の差別化が低い場合にこのような戦略が有効でないので、グラフの右上が欠ける。



(補足) 売り手交渉力のあるとき

- 売り手が交渉力を持つ場合に並行的な排他条件付取引が成立する領域



系統外出荷手数料の意味

- 系統内出荷を守らせる手段としての意味しかない。
- 農協にとっても商系三者にとっても、事実上の並行的な排他的取引をする方が利益になる。(論文**89**頁)



産地間競争の評価

- 川上川下の地理的市場の違いは考慮していないが、販売費用の違いを反映した川下競争として評価可能(論文**90-91**)
- 産地間競争ゆえに高知県内ブランド間の差別化が小さくなるか(論文**91**頁)



トピックその三

- 8条3号の解釈
- 土佐あき農協事件における公正競争阻害性の内容とその認定
- 垂直型企业結合における秘密情報の入手による競争の実質的制限とその認定



秘密情報の入手による弊害

- 当該事案における見込みとは無関係に、一般的な理論として、この競争の実質的制限を認定する事例が少なくなかった（論文93）⇒ 最近の事例は丁寧に
- 少なくとも価格競争への弊害と技術革新競争への弊害は分けるべき（論文93-94）。



結論

- なぜ行為の悪影響を推認してよいか？
- 行為者の行動方針が一貫していることを前提とするならば、合理的に予測される将来行動まで含めて評価することが正当化される。(論文91-92) 行為の一般的傾向を、特段の事情がない限り考慮してよい。

